平成２６年（フ）第１６号
青森県弘前市大字富士見町20番地３　グリーン荘５号
債務者　小田切正喜
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２３６号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目５番Ｃ―31号
債務者　米山　清美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第５号
神奈川県逗子市久木４丁目１番１号　メゾン逗子202号
債務者　高橋　英男
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１９号
神奈川県横須賀市浦賀５丁目５番23号
債務者　笠原　望美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住24棟5564号
債務者　藤山加津三
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
山形県米沢市大字南原横堀町2843番地の６
債務者　丸山喜三子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第５号
埼玉県春日部市大枝884番地12
債務者　笠間　優子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
埼玉県熊谷市東別府2423番地12
債務者　渡邊　千秋
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目８番地２　ハイツフォーティーンＣ棟202号、旧住所埼玉県深谷市大字原郷330番地
債務者　一ノ瀬　繁
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２号
埼玉県深谷市折之口718番地３
債務者　黒田　伸弘
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１１２３号
千葉市中央区今井町1379番地14
債務者　岩田　康正
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
千葉県佐倉市山王２丁目37番地９　愛光リホープ
債務者　小暮　　弥
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２号
千葉県佐倉市ユーカリが丘５丁目６番８―507号
債務者　鈴木　雅代
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４号
千葉県旭市駒込905番地12
債務者　伊藤　貴敏
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
千葉県大網白里市上貝塚441番地８
債務者　松岡　　学
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
千葉県山武市木原927番地39
債務者　篠塚　　哲
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
千葉県旭市仁玉547―15　フェーリアⅡ103、住民票上の住所千葉県旭市三川15016番地
債務者　片岡　芳子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
岡山県倉敷市福田町古新田906番地１ハピネスいずみや201号
債務者　三隅　一成
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係